

納期の特例について

給与の支払いを受ける方が常時10人未満である特別徴収義務者は、市長の承認によって毎月徴収した税額を年2回の納入で済ませることができます。

- 1 納入のしかたは、6月～11月分を12月10日まで、12月～翌年5月分を翌年6月10日まで納入してください。
- 2 前年度に納期の特例を承認された事業所は、引き続き特例が適用されます。
- 3 申請に際しては、条件（常時10人未満、滞納等状況）によっては却下となる場合があります。
- 4 納期の特例が適用されている事業所で、給与の支払いを受ける方が常時10人未満でなくなったときは、特例が取消しになりますのでご連絡ください。

記載例

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

令和 6 年 5 月 2 日 提出 大 仙 市 長 あて	① 給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒 014 - 0053 大仙市大曲花園町1番1号	特別徴収義務者 指定番号 7012345678
	名称 または 氏 名	株式会社大仙産業 取締役社長 大仙 一二	担当部署 総務係 担当者名 大仙 一子 電話番号 0187 - 63 - 1111
次の特別徴収税額の納期の特例について、地方税法第321条の5の2の規定により適用を受けたいので申請します。			
② 特例の適用を受けようとする税額	令和 6 年 6 月以後の特別徴収税額		
③ 申請の日前6ヶ月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額	年 月 人 円 6 . 4 6 2,680,000	年 月 人 円 6 . 1 6 2,680,000	
※ 事業所全体の人員及び支払金額を記入してください。	年 月 人 円 6 . 3 6 2,630,000	年 月 人 円 5 . 12 6 2,620,000	
※ 臨時勤務者分がある場合については、正社員分とは別にして2段書き（上段に記載）してください。	年 月 人 円 6 . 2 6 2,590,000	年 月 人 円 5 . 11 6 2,540,000	
④ 現に市民税・県民税等の滞納があり、又は最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細			
⑤ この申請の日前1ヶ年以内に納期の特例についてその承認を取り消されたことがある場合にはその年月日及び理由			

(備 考)

- 1. 「①」欄には、申請者が個人の場合である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地及び法人名並びに代表者氏名をそれぞれ記入してください。ただし、個人の住所地又は法人の本店もしくは主たる事務所以外の事務所又は事業所等で市民税及び県民税の特別徴収及び納入を行っているものが申請者である場合には、その事務所又は事業所等の所在地及び名称並びに当該事務所等の責任者氏名を記入してください。
- 2. 「②」欄には、特例の適用開始を希望する年月を記入してください。
- 3. 「③」欄には、申請の日前6ヶ月間の各月末の人員と、各月の給与の金額（賞与等の臨時的給与の金額を含む。）を記入してください。
- 4. 「④」並びに「⑤」欄には、該当する場合に限り必要事項を記入してください。